

4 虐待等対策の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和4年度 取組(事業実施)	担当部局	担当課
<b>(1) 虐待等防止のための意識の向上</b>				
<b>4-1-1 暴力、虐待防止の周知啓発</b>				
1	DVや児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待については、大人から子どもまでを対象とした人権教育や各種広報媒体を活用した虐待防止に関する制度の周知、関係機関への啓発等により社会全体の認識を深めるよう努めるとともに、関係機関スタッフの対応力向上を図るため、研修の充実等に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護支援のため、医療、介護、法務、行政など様々な分野の有識者が一堂に会し、協議を行う「高齢者権利擁護推進会議」を開催する。</li> <li>・厚生労働省主催の「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」（2泊3日）に、市町村の虐待担当者や事業所の職員を参加させる等により、虐待防止に関する指導者を養成する。</li> <li>また、国研修の伝達研修を事業所職員を対象に1回行う。</li> <li>・DV予防啓発リーフレット、児童虐待防止リーフレットの作成を行う。</li> <li>・女性のための相談支援センター等による県・市の女性相談員や市町村担当者等への研修を行う。</li> </ul>	保健福祉部 こども未来局	高齢福祉課 障がい福祉課 児童家庭課
<b>4-1-2 障がい者の権利擁護の推進</b>				
2	障がい者の権利擁護については、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者への関心と理解が促進されるよう意識啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいや障がいのある方への理解を深めるためのパンフレットやDVD等を活用したふくしま共生サポーター養成講座を開催し、地域における障がい者理解を促進する。また、民間事業者に向けた研修動画等を作成し、合理的配慮への理解促進を図る。</li> </ul>	保健福祉部	障がい福祉課
<b>4-1-3 施設等における虐待防止対策</b>				
3	児童、高齢者、障がい者等の権利を擁護するため、施設等における虐待の未然防止を図ります。さらに、虐待の早期発見、早期対応を含め、対策の実効性を高めるため、施設等に対して、虐待に関する職場内研修の実施や苦情処理体制の整備など、虐待防止に向けた体制整備について周知徹底を図るとともに、施設職員等に対する研修の充実にも努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護施設に従事する職員に対し、施設内における高齢者虐待の防止、潜在化防止などを図るため「高齢者虐待防止研修」を実施するほか、介護施設等の現場で実際にサービスを提供している看護職員を対象に看護実務者研修を実施する。</li> <li>・厚生労働省主催の「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」（2泊3日）に、市町村の虐待担当者や事業所の職員を参加させる等により、虐待防止に関する指導者を養成する。</li> <li>また、国研修の伝達研修を事業所職員を対象に1回行う。</li> <li>・施設監査、児童福祉施設等連絡協議会、里親研修等で、被措置児童の権利擁護と虐待防止について周知するとともに、入所児童に対しては「子どもの権利ノート」を活用し、自他の権利の尊重に関する意識の醸成を図る。</li> </ul>	保健福祉部 こども未来局	高齢福祉課 障がい福祉課 児童家庭課
<b>(2) 虐待等の防止体制の強化</b>				
<b>4-2-1 関係機関連携によるDV防止対策</b>				
4	「福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議」の構成機関が有機的に連携し、協力を図りながら、DVの防止と被害者の保護・自立支援に当たります。	福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を開催し情報交換をする予定（1回）。	こども未来局	児童家庭課

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和4年度 取組(事業実施)	担当部局	担当課
<b>4-2-2 児童相談所による総合的な支援の強化</b>				
5	<p>児童相談所は、中核的専門機関として関係機関と連携を図りながら、早期発見から虐待を受けた児童の自立に至るまでの総合的な支援を行います。</p> <p>また、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図る上で、地域の事情を最も把握している市町村が中心となって関係機関が連携・協力する「要保護児童対策地域協議会」の役割が重要であるため、有機的に機能するよう支援に努めます。</p>	<p>虐待から子どもを守る連絡会議、学校職員向け研修、保育者向け研修、市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会の開催や広報媒体の活用による啓発等を行うとともに、児童相談所や関係機関の専門性の向上を図るため、各種研修を実施する。</p>	こども未来局	児童家庭課
<b>4-2-3 高齢者虐待に関する市町村ネットワークへの支援</b>				
6	<p>各市町村においては高齢者虐待防止ネットワークが構築されており、同ネットワークが十分に機能するよう支援します。</p>	<p>・高齢者虐待の対応にあたる市町村の適切な判断により被虐待者の命と権利が守られるようにするため、社会福祉士や弁護士などの専門職を派遣し、助言等を行う。</p>	保健福祉部	高齢福祉課
<b>4-2-4 障がい者虐待防止ネットワーク構築</b>				
7	<p>障がい者への虐待の防止と早期発見のため、市町村が中心となった地域の実情に応じた関係機関との連携・協力体制の構築を支援します。</p>	<p>・厚生労働省主催の「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」（2泊3日）に、市町村の虐待担当者や事業所の職員を参加させる等により、虐待防止に関する指導者を養成する。</p>	保健福祉部	障がい福祉課
<b>(3) 虐待等の被害者又はその家族等への支援</b>				
<b>4-3-1 関係機関連携によるDV被害者支援</b>				
8	<p>DV被害者支援と同伴者の保護・自立支援のため、女性のための相談支援センターが配偶者暴力相談支援センターの中核となって、関係機関と連携して対応します。</p>	<p>・自立に向けた支援では、経済的な支援、法的な手続き、子どもの養育への支援等、様々な関係機関の協力が必要なため、関係機関との連携を深めるために、福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を開催し情報交換を行う予定（1回）。</p>	こども未来局	児童家庭課
<b>4-3-2 虐待を受けた児童への保護・支援</b>				
9	<p>虐待により心に深い傷を抱える児童については、家庭的な雰囲気の中で愛着と理解をもって養育する里親制度や、心理療法によるケア及び小規模なグループによりケアを行う児童養護施設における養育により、手厚い保護・支援に取り組みます。</p>	<p>児童養護施設に心理療法を行う職員を配置し、虐待を受けた子ども達の心のケアを行う。また、児童福祉施設等連絡協議会、里親研修等で、被措置児童の権利擁護と虐待防止について周知するとともに、入所児童に対しては「子どもの権利ノート」を活用し、自他の権利の尊重に関する意識の醸成を図った。</p>	こども未来局	児童家庭課
<b>4-3-3 高齢者虐待の被害者等への支援</b>				
10	<p>虐待を受けた高齢者や虐待を行った家族等への支援が適切に行われるよう、支援を行う市町村や地域包括支援センターの職員等に対し、虐待への対応能力向上のための研修を実施するとともに、必要な助言を行います。</p> <p>また、成年後見制度は権利擁護支援の重要な手段の一つであり、その利用促進に向けた各市町村が取り組む地域連携ネットワークの構築など体制整備を支援します。</p>	<p>・市町村職員の高齢者虐待案件への対応力向上を図るため、「高齢者虐待対応基礎研修」を実施する。</p> <p>・成年後見制度に関する理解促進及び地域連携ネットワークづくりの必要性に対する理解を促進するため「成年後見制度市町村等担当職員研修」を実施する。</p> <p>・市町村に社会福祉士や弁護士、司法書士などの成年後見制度に係る専門職を派遣し、権利擁護支援の体制整備の推進を図る。</p>	保健福祉部	高齢福祉課